

多賀城市長 菊地 健次郎 殿

多賀城市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 石 川 雅 美

多賀城市情報公開条例第18条第1項に基づく諮問について（答申）

平成25年12月6日付け総務第2214号の4による諮問について、以下のとおり答申します。

1 審査会の結論

平成25年10月1日付け市街第290号により多賀城市長が行った公文書の不存在の決定は、相当である。

2 不服申立て及び審査の経緯

(1) 不服申立人（以下「不服申立人」という。）は、平成25年9月17日に多賀城市情報公開条例（以下「条例」という。）に基づき、平成25年5月14日から同月15日にかけて行われた、市長部局の職員による多賀城駅北地区市街地再開発事業に係る視察（以下「本件視察」という。）についての次の文書を公開するよう請求した。

ア 出張伺

イ 佐賀県武雄市図書館及び代官山蔦屋書店の視察で対応した相手側の所属・職名・氏名が分かるもの及び当該相手方の名刺

ウ 復命書に添付すべき視察相手側から提出された文書・資料等

(2) これに対し、多賀城市長は、本件視察に伴い保有している公文書は、平成25年8月19日に不服申立人が行った開示請求に対して既に関示を行っている本件視察に係る次の文書のみであり、不服申立人が開示を求める上記(1)のアからウまでの文書については、現に保有していないとして、平成25年9月12日に、上記(1)の請求に対して、条例第11条第2項の規定により公文書の不存在の決定（以下「公文書不存在決定」という。）を行った。

ア 復命書

イ 旅行命令簿

ウ 職員等の旅費に関する条例第39条を適用する旅行に係る協議に関する文書

(3) 上記(2)の公文書不存在決定に対し、不服申立人は平成25年11月6日付けで異議申立てを行った。

(4) 多賀城市長は、平成25年12月6日付け総務第2214号の4により、本件不服申立てに係る上記(2)の公文書不存在決定の相当性について、当審査会に諮問した。

(5) 当審査会は本件諮問に対し、平成26年1月8日及び同月21日に会議を開催し、実施機関の職員及び異議申立人からの意見陳述を受けるとともに、実施機関及び異議申立人から提出さ

れた意見書、本件諮問書、公文書開示請求書、同請求書に対する公文書不存在決定通知書、異議申立書その他の参考資料に基づき検討を行った。

(6) 上記検討に基づき、当審査会において本答申書を策定した。

3 当審査会の判断

(1) 公文書不存在決定に対し、不服申立人は、出張伺、視察で対応した相手方の名刺又はその氏名等が分かる文書及び視察先の資料が公文書として存在するはずである旨主張していることから、実施機関の担当職員にその知っている事実を陳述させる等して、調査検討を行った。

(2) 1点目の出張伺とは、職員が出張する際に上司の決定を受けるための文書を指すと考えられる。

(3) 市職員の出張は、職員等の旅費に関する条例第4条第1項の規定により任命権者の発する旅行命令により行うこととなっており、当該旅行命令は、同条第4項の規定により旅行命令簿を当該職員に提示し行うこととなっている。

(4) 旅行命令が発せられる前に、実務上の処理として、出張を行おうとする職員が上司の決定を受けるために出張伺に該当する文書の作成を行うことがあることも認められたが、そのような文書の作成にはよらず、口頭により出張の実施に係る調整が行われることや、出張を行おうとする職員からの提案等によらず、上司判断により出張の実施が決定されることがあることも確認された。

(5) 本件視察については、出張を行った職員等からの提案に基づき実施が決定されたものではなく、市長が目指す多賀城駅周辺の地域文化創造の拠点づくりの実現に当たり、市長判断により実施が決定されたものであり、出張伺に該当する文書は存在しないとする実施機関の主張は、不自然ではないと判断できる。

(6) また、本件視察においては、旅行命令簿以外の出張伺に相当する文書は現に存在しないことを確認した。

(7) 2点目の視察先相手方の名刺又はその氏名等が分かる文書であるが、本件視察においては、出張した市職員が視察先の相手方と名刺交換を行っており、出張した市職員は現にその際の名刺を自らの名刺入れで保管している事実が認められた。

(8) 一般的には、当該視察先の相手方の名刺の写しを復命書に添付したり、復命書にその職・氏名を記録しておくことが当然であると考えられるものの、出張した職員は、本件視察が単に施設の視察であり、研修や講演のような誰が講師であったかに意味があるもの又は会議や打合せのように誰と何を話したかに意味があるものではなかったため、名刺の写しの添付やその職・氏名の記載は必要ないものと判断し、上記2(2)アの復命書を作成したのみであったことを確認した。

(9) 3点目の視察先の資料については、本件視察において、視察先の相手方からの資料配布はなかったことを確認した。

(10) 以上の調査検討結果から、不服申立人が主張する、出張伺、視察で対応した相手方の名刺又はその氏名等が分かる文書及び視察先の資料に関しては、条例第2条第2号の公文書に該当する文書の存在は認められなかった。

(11) よって、前記1記載のとおり、答申する。

4 付言

なお、本件視察に係る復命書の取扱いについて付言する。

3の(8)に記載したように、職員が出張した際の復命書には、出張先で面会した相手方の職・氏名を記録しておくことが適切であると思料する。復命書に限らず、公文書を作成する際は、事後的に経過を確認検討できるよう記録を残しておくことが肝要であり、本件復命書について付言すれば、相手方の名刺を職員個人の保管にとどめるのではなく、復命書に当該名刺の写しを添付したり、又は、その職氏名を記載するなどして、その情報を組織的に共有し得る状態にしておくべきであったと思料する。

なお、本件復命書については、視察相手方の職氏名の記載がないという点に加え、視察の際にどのようなやり取りを行ったのか等、より詳細な記録を残すことが適切であると思料される。この答申は、条例に基づく諮問に応じ、不服申立てに係る事件について調査審議した結論を申し述べるものであることから、復命書の具体的な内容についてまで言及することは差し控えるが、公文書を作成するに当たっては、前述したとおり、事後に経過を確認検討できるように記録を徹底するよう求めることを付言する。

以上